

京都市消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 1 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 58 号

京都市消防団員服制規則の一部を改正する規則

京都市消防団員服制規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「の規定にかかわらず」を「に定めるもののほか」に、「必要とする特別な」を「別に」に改める。

第 3 条の見出しを「(補則)」に改め同条中「規則」の右に「において別に定めるところとされている事項及びこの規則」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

種 類	制式, 地質その他の服制に関する細目
合 冬 帽	別に定める。
夏 帽	
活 動 帽	
保 安 帽	
合 冬 服	
夏 服	
活 動 服	
靴	
階 級 章	
防 寒 衣	

雨	衣
消 防 団 員 手 帳	
手	袋
消 防 団 長 き 章	
消 防 団 員 き 章	
か ば ん	
付 属 品	

附 則

この規則は、平成 22 年 1 月 10 日から施行する。

(消防局総務部庶務課)